優先すべき候補地について (検討資料)

第2回 特定複合観光施設(IR)に関する有識者懇談会

平成30年8月30日

北海道経済部観光局

1 候補地に関する基本情報 ① ~ 誘致表明3地域の概況

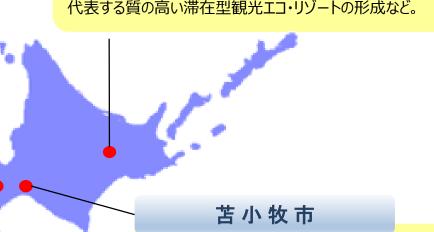


留寿都村

- ·周辺人口 約3万4千人
- ・アクセス~新千歳空港から車で60分
- 札幌から車で90分
- ・北海道を代表するスキー場を含む「ルスツリゾート」を擁する 自然に囲まれた田園地域
- ・洞爺湖、ニセコと一体となった 観光地を形成
- ・I Rコンセプト〜 自然環境豊かな 森林に囲まれた北海道らしい 「森の中の I R」、豊かな農産物 を活かしたアグリカルチャー リゾート、ニセコスキー場との 連携など

釧路市

- ・人口約17万人
- ・アクセス〜釧路空港から車で45分 新千歳空港から航空機と車で90分、車で4時間。
- ・特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」が生育する阿寒湖をはじめ 知床など世界的な価値ある自然環境を有するエリア。
- ・I Rコンセプト~自然と文化の共生を通じた北海道を 代表する質の高い滞在型観光エコ・リゾートの形成など。



- ·人口約17万2千人
- ・アクセス〜新千歳空港から車で約15分、 札幌から候補地まで車で(高速利用で)50分。
- ・新千歳空港や国際拠点港湾の苫小牧港と近接し、 周辺に国立公園、大規模馬産地など雄大な大地が広がる。
- ・I Rコンセプト〜 自然豊かで広大な敷地を活かし、環境と 共生したリゾートを目指す。また、新千歳空港隣接、札幌 都市圏への良好なアクセスなど苫小牧の強みを活かし、 北海道のゲートウェイ機能を果たすことにより、国際競争力 の高い魅力ある長期滞在型観光を実現するなど。



1 候補地に関する基本情報 ② ~ 誘致表明3地域の取組状況

項目	釧路市	苫小牧市	留寿都村
意思表明 (道に要望)	H25.7	H25.10	H26.9
地域誘致 協議会設立	H26.6 ひがし北海道統合観光 リゾート誘致協議会 (事務局:釧路商工会議所)	H28.8 苫小牧統合型リゾート 推進協議会 (事務局: 苫小牧商工会議所)	H26.8 留寿都村統合型リゾート 推進協議会 (事務局:留寿都商工会)
IR可能性調査	H27年度	H26年度、H29年度	H27年度
IR構想等の 策定	_	H30.6 「苫小牧国際リゾート構想」 策定	_
住民対応	H28.5 IR可能性調査報告会 (市主催、2ヶ所、45名出席)	H29年度 市民公開セミナー (市主催、9ヶ所、477名参加) H29年度 出前講座 (市主催、14ヶ所、455名参加)	H28.11 可能性調査に関する住民 説明会(村主催、32名出席) H28.12 村政懇談会(IR含む) (村主催、12カ所、116名出席) H29.12 村政懇談会(IR含む) (村主催、11カ所、115名出席)

1 候補地に関する基本情報 ③ ~ 候補地(釧路)の現況

住所	釧路市阿寒町シュリコマベツ	
敷地面積	約109.7ha ※ 敷地面積は開発面積を示すものではない	
用地現状	山林	
電気·水道等	電気 : 既存送電線に近接 (区域内の整備は必要) 上下水道:新規に整備が必要	
所有者	一般財団法人、国	
開発に関する規制等	・都市計画法 (都市計画区域外。開発許可を要す) ・森林法(林地の開発許可を要す) ・自然公園法 (国立公園 第2種特別地域。工作物 の新築や木の伐採等を行う場合、許可 を要す)	





1 候補地に関する基本情報 ④ ~ 候補地(苫小牧市)の現況



1 候補地に関する基本情報 ⑤ ~ 候補地(留寿都村)の現況

住所	虹田郡留寿都村字泉川		
敷地面積	約51ha ※ 敷地面積は開発面積を示すものではない。		
用地現状	原野(約45ha)、山林(約6ha)		
電気·水道等	新規に整備が必要		
所有者	・民間企業		
開発に関する 規制等	・都市計画法 (都市計画区域外。開発許可を要す) ・森林法(林地の開発許可を要す) ・北海道自然環境等保全条例 (特定開発行為(スキー場の建設など)を 行う場合、許可を要す)		





2 日本型IRに求められる要件① ~ 施設の定義及び基準

I R整備法第2条

- 第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される<u>一群の施設</u>であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。
 - 一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する 国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの
 - 二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑 化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催する ための施設であって、政令で定める基準に適合するもの
 - 三 我が国の<u>伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動</u>を 行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であっ て、政令で定めるもの
 - 四 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に 提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その 他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観 光旅行の促進に資する施設であって、<u>政令で定める基準</u>に適 合するもの
 - 五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及 び滞在の促進に寄与する施設

考え方(国会答弁・IR推進会議とりまとめ等)

「IR施設の地理的一体性」の原則

一群となったIR各施設を**単一の区画に集約して設置**することとする (複数の地域に分散して設置は不可)

【国際会議場等の要件】

日本型 I Rにおいては、これまでにない国際的な会議 ビジネスを展開するため、国際会議場の要件については、 立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえ つつ、<u>我が国を代表することとなる規模等とする</u>こととし ています。(H30.7.17 参・内閣委)

具体的な施設の基準については、政令に委任

【参考:日本の主な国際会議場・展示場】

順	国際会議場(施設名)	最大の会議場	
位	国际五残物(旭政石)	収容人数(人)	床面積(㎡)
1	東京国際フォーラム	5,012	不明
2	パシフィコ横浜	5,002	4,603
8	札幌コンベンションセンター	2,500	2,607

順位	国際展示場(施設名)	有効展示面積(m)
1	東京ビッグサイト	95,420
2	幕張メッセ	75,098
3	インテックス大阪	70,078



日本型IRの対象となる施設の基準は、今後政令で示されることになるが、設置が義務付けられている 国際会議場等は、我が国を代表することとなる規模の施設等の整備が要件となる見込み。

2 日本型IRに求められる要件②~区域整備計画の認定基準

I R 整備法 第 9 条第11項

- 11 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 **国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件** からみて、特定複合観光施設区域の整備を推進することが適切と認められる地域であること。
 - 三 事業基本計画が次に掲げる基準に適合するものであること。 イ〜へ 略
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に 関する施策及び措置が適切に実施されると認められるものであること。
 - 五 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。
 - 六 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められるものであること。
 - 七 その認定をすることによって、<u>認定区域整備計画の数が三を超えること</u> とならないこと。

考え方(国会答弁・IR推進会議とりまとめ)

【具体的な認定基準】

観光客の増加や多様なサービス提供による雇用の拡大など大きな経済効果が見込まれることが必要なので、一定規模以上のものになると考えている。そのほか、地方創生・まちづくりへの貢献、クールジャパンの推進への寄与、地域の観光資源の活用の状況、地方公共団体の人口、空港・港湾の立地状況等が重要な判断材料になると想定。(H28.12.8 参・内閣委、H28.12.13 参・内閣委)

【日本型IRについて】

この日本型 I Rは、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となる可能性を有しており、日本型 I Rの実現により地域が活性化するとともに、日本全体の経済成長につながるものと考えております(H30.7.17 参・内閣委)



- ・国内外の主要都市との交通の利便性(国際空港・港湾の立地状況等)が重要な要素
- ・IRの実現により大きな経済効果が見込まれ、日本全体の経済成長につながるような、 一定規模以上のものが必要

2 日本型IRに求められる要件③~IR区域の土地利用

IR 整備法第136条

考え方(国説明会資料より)

第五章 認可施設十地権利者

(認可等)

- 第百三十六条 第三十九条(カジノ事業)の免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為(国等が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。)であって施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者(国等を除く。)は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。
- 3 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された施設土地権利者は、その免許の時に第一項の認可を受けたものとみなす。

区域の土地は設置運営事業者及び施設共用事業者が所有しないことも認められるが、区域整備計画の事業期間にわたり、契約によりその使用が確保されることが必要。

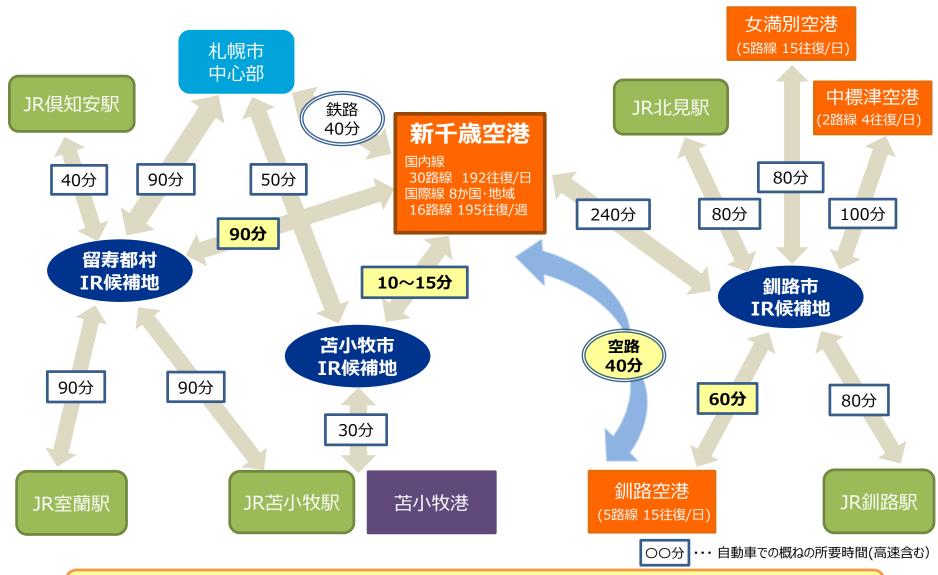
当該区域の設置運営事業者及び施設共用事業者以外の者が土地を所有する場合において、国や地用公共団体が所有する場合を除きカジノ管理委員会の認可が必要(法第136条第1項・第3項関係)

IR事業の継続性・安定性や廉潔性の確保、民間事業者の公正・公平な選定の観点からは、公有地を利用するなどオープンアクセスを確保することを想定。



・ I R 区域の土地は、IR事業の継続性・安定性や廉潔性の確保、民間事業者の公正・公平な 選定の観点から、当該土地の利活用についてオープンアクセスが確保されることが必要

3 3地域と道内交通結節点等とのアクセシビリティー





国内外の主要都市との最大の交通結節点である新千歳空港からのアクセスをみると、
苫小牧市が10~15分、留寿都村が90分、釧路市は100分(空路40分、陸路60分)

4 IR事業者の3地域への関心度

◆ I R事業者から道への事業提案(RFC)(H29)

IR事業者34者に対し、誘致表明3地域(釧路市、苫小牧市、留寿都村)の情報とともに、事業提案を募集し 11者から提案を受けたもの。

苫小牧	留寿都	苫小牧又は留寿都	特定していない
8者	1者	1者	1者

項目	苫小牧市 (8者の内、最小〜最大を記載)	留寿都村
開業時投資額	2,800億円 ~ 3,800億円	1,700億円
初年度売上高 ゲーミング ノンゲーミング	888億円 ~ 1,510億円 680億円 ~ 940億円 216億円 ~ 830億円	608億円 (内訳記載なし)
初年度訪問者数 外国人旅行客 国内旅行客 道内居住者	339万人 ~ 1,100万人 54万人 ~ 200万人 68万人 ~ 363万人 150万人 ~ 638万人	493万人 (内訳記載なし)
MICE 施設面積	4,500ൻ \sim 120,000ൻ	10,000m²
宿泊施設	ホテル:500室 ~ 3,255室	ホテル 628室



道が実施した事業提案調査(RFC)では、苫小牧に対する提案が最多であり、 投資額や売上高も高額

5 3地域における需要予測等

◆ 道による需要予測結果(H29)

	釧路市	苫小牧市	留寿都村
I R訪問者数(千人)	3,356	8,685	4,738
うちゲーミング参加者数	1,338	4,148	2,232
I R売上高(億円)	504	1,562	840
うちゲーミング売上高(Mass層)	234	726	391
うちゲーミング売上高(VIP層)	78	242	130
うちノンゲーミング売上高	192	594	320

◆ IR誘致に伴う税収効果

・需要予測調査(H29 道実施)をもとに、カジノ収益等に伴う納付金等の額を試算

	釧路市	苫小牧市	留寿都村
I R売上高(億円)	504	1,562	840
うちゲーミング売上高(億円) (a)	312	968	521
I R入場者数(千人)	3,356	8,685	4,738
うちインバウンドを除く ゲーミング参加者数(千人) (b)	1,114	2,977	1,694
(1)納付金額(億円) (a)×15%	47	145	78
(2) 入場料額(億円) (b)×3,000円	33	89	51
計(億円)(1)+(2)	80	234	129

